

沖縄MICEネットワーク規約

<第1章 総則>

(名称)

第1条 本会は、沖縄MICEネットワーク（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、MICEを通じた知的・ビジネス交流の促進や産業分野におけるMICEの活用・推進により、本県経済・産業の成長発展や学術・研究等の振興を図るため、多様な関係者が、産学官の活動領域や、産業分野の垣根、競合を超えて互いに連携し、協働した取り組みを推進することを目的とする。

<第2章 事業>

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) MICE関連情報の収集及び発信
- (2) 各種統計データの収集及び分析
- (3) 沖縄MICEブランドの形成・発信、MICEに関する県民理解の醸成
- (4) MICEの誘致・受入に関する総合的支援
- (5) MICEビジネスの振興と専門人材の育成
- (6) 国内外MICE推進組織との連携・ネットワーク構築
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

<第3章 会員>

(会員)

第4条 本会は、賛助会員及び特別会員で組織する。

2 賛助会員は、本会の趣旨・活動目的に賛同し年会費を負担する個人及び法人等とする。

3 特別会員は、本会の趣旨・活動目的に賛同する経済団体、大学、行政機関、金融機関、観光関連団体、MICE関連団体、産業支援団体及びその他これに準ずる団体とする。

(入退会)

第5条 本会に入会しようとするものは、共同代表の承認を得て入会することができる。

2 賛助会員は、共同代表の承認を得て、かつ会費の納入が確認できたことを以て、会員資格を得るものとする。

3 賛助会員の会費納入期限は当該会計年度開始の4月から2ヶ月以内とする。

4 賛助会員が納入した会費は、年度途中で退会しても返納しない。

5 年度途中で入会する賛助会員は、入会時期に関わらず一律年会費を支払わなければならない。

6 本会を退会しようとするものは、書面により共同代表に届け出なければならない。

(除名)

第6条 共同代表は、会員が次の各号に該当するときは事前の通知なく除名することができる。

- (1) 本会もしくは会員の権利、名誉または財産を侵害する行為、および侵害するおそれのある行

為を行ったとき

- (2) 本会の運営を不当に妨害し、本会または会員に不利益を生じさせる行為、およびそのおそれがある行為を行ったとき
- (3) 本会の活動に関連して、選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為を行ったとき
- (4) 公序良俗に反し、または反するおそれのある行為を行ったとき
- (5) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行ったとき
- (6) 犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為を行ったとき
- (7) 反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為を行ったとき
- (8) 本会への入会申し込み時に提供された情報に虚偽があると判明したとき
- (9) その他、共同代表が不適切と判断する行為を行ったとき

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 会費納入期限を3ヶ月遅滞し再三にわたる督促に応じない場合には、共同代表は当該会員を除名することができる。
- (2) 退会したとき
- (3) 除名されたとき

<第4章 役員>

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 共同代表 3名
- (2) 幹事 15名以上30名以内
- (3) 幹事長 1名
- (4) 監査役 2名以内

(役員職務)

第9条 共同代表は、本会の事務を総括する。

- 2 幹事は、共同代表を補佐する。
- 3 幹事長は、幹事会の事務を総括する。
- 4 監査役は、本会の会計を監査する。

(役員選任)

第10条 共同代表は、県内経済界及び大学の代表者並びに沖縄県副知事をもって充てる。

- 2 幹事及び監査役は、本会を構成する会員の中から共同代表が任命した者をもって充てる。
- 3 幹事長は、共同代表が幹事の中から任命した者をもって充てる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。

- 2 役員が、所属団体の職を任期途中で異動、辞任若しくは退任した場合は、その職の後任者をもって充てる。ただし、所属団体から別の候補者の推薦があった場合はこの限りでない。

(顧問)

第12条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、共同代表が任命するものとする。
- 3 顧問は、本会の求めに応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は前条の規定を準用する。

<第5章 総会、幹事会及び部会>

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、共同代表が招集する。
- 3 共同代表は、必要に応じて会員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第14条 第3条の事業を円滑に推進するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席幹事の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。
- 5 幹事会は、次の事項を審議し、決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 部会等の設置
 - (5) その他本会の運営上必要と認める事項
- 6 幹事長は、事業計画、予算書及び決算書等を作成し、幹事会に諮り承認を得なければならない。
- 7 幹事長は、前項の決算書について、幹事会の承認を得る前に監査役の監査を受けなければならない。
- 8 幹事長は、幹事会を招集するいとまがない場合における緊急な事項については、これを専決処分することができる。この場合、幹事長は次の幹事会において報告しなければならない。
- 9 幹事がやむを得ない理由により幹事会に出席できない場合、幹事長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 10 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 11 幹事長は、幹事会の結果を共同代表に報告しなければならない。
- 12 幹事長は、第5項第1号から第3号に係る審議結果を総会に報告しなければならない。

(部会)

第15条 幹事会の円滑な実施のため、幹事会の下に部会をおくことができる。

- 2 部会は会員をもって構成する。
- 3 部会には部会長及び副部会長をおくものとし、部会員の互選により決定する。
- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、部会の事務を総括する。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

<第6章 事務局>

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課及び商工労働部アジア経済戦略課、公益財団法人沖縄県産業振興公社産業振興部並びに一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー受入事業部に事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置く。

3 前項に規定する者のほか、必要に応じて非常勤の職員を置くことができる。

<第7章 会計>

(財務)

第17条 本会の経費は、年会費及びその他の収入をもってこれに充てることとし、年会費の額は一口15,000円とする。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 本会の会計事務に関する事項は、事務局の規程を準用する。

4 会員より、会計年度終了日までに退会の申し出がない限り自動的に継続更新とする。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、共同代表が別に定める。

附 則

この規約は平成29年7月25日から施行する。

附 則

この規約は平成30年7月26日から施行し、第4条及び第17条に規定する年会費の徴収は、令和2年度から行う。

附 則

この規約は令和2年1月29日から施行する。